

公の施設の使用料と減免の取り扱いを見直しました

公の施設の使用料は、施設を利用する人に施設利用の対価として負担していただくもので、その使い道は施設の維持管理に使われています。

現在の使用料は、市内の同じような施設でも料金に差があったり、利用者の多くを減免（減額または免除）の対象としているため、施設の維持管理経費の多くを税金で負担しており、施設を利用しない人にも負担をしていただいている状況となっています。

そこで、施設を利用する人と利用しない人との公平性を高めるため、利用者には応分の負担をしていただき（受益者負担の原則）、適正な受益者負担となるよう、使用料や減免の取り扱いを見直しました。

市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

使用料の設定（主な変更点）

- ①使用料は、100円単位とします。※一部の施設を除きます。
- ②使用料の設定は、1時間単位とします。
※1回、1泊など1時間単位がなじまない施設は除きます。
- ③使用料は、冷暖房費および照明料を含めた金額とします。
※特殊な設備は別途設定します。



使用料の減免

本来、使用料の減免は、受益者負担の原則から、例外的で限定的に取り扱うこととなっています。今回の見直しにより、平成27年4月1日からはこれまでの減免措置が受けられませんが、ご注意ください。

経過措置として、平成27年度から平成28年度までの間、これまで使用料を免除していた個人および団体は、使用料の2分の1を減額します。

使用料・減免の見直し対象施設一覧

施設名	お問い合わせ	施設名	お問い合わせ
息郷地域総合センター 三吉会館	人権政策課 ☎52-6629	教育のもり	教育総務課 ☎55-8107
和ふれあいセンター		東部給食センター	学校給食課 ☎55-1403
人権総合センター ソーシャル・キャピタルプラザ	福祉支援課 ☎55-8110	山東生涯学習センター	生涯学習課 ☎55-8106
米原地域福祉センター ゆめホール		大原生涯学習センター	
近江地域福祉センター やすらぎハウス	柏原生涯学習センター		
ボランティアセンター三島荘	高齢福祉介護課 ☎55-8103	市民交流プラザ	
西部ティサービスセンター	健康づくり課 ☎55-8105	米原公民館	
伊吹健康プラザ愛らんど		山東公民館	
米原げんきステーション	近江公民館		
近江保健センター	保育幼稚園課 ☎55-8134	伊吹葉草の里文化センター	
天狗の丘		伊吹第1グラウンド	
グリーンパーク山東	商工観光課 ☎58-2227	伊吹第2グラウンド	
醒井水の宿駅		山東グラウンド	
近江母の郷コミュニティハウス	農政課 ☎58-2228	近江グラウンド	
春照自然休養村管理センター		伊吹テニスコート	
甲津原交流センター		米原野球場	
甲津原交流広場		すば一く米原	
奥伊吹ふるさと伝承館		市民体育館	
農業集落多目的集会施設		双葉総合体育館	
地域資源活用施設（旬彩の森）		林務課 ☎58-2229	山東B&G海洋センター
伊吹山文化資料館	歴史文化財保護課 ☎55-4552	伊吹B&G海洋センター	
柏原宿歴史館		ウッドピアいぶき	
醒井宿資料館		学校体育施設（小学校・中学校）	
近江はにわ館		指印の施設は指定管理者制度導入施設です。	

※指定管理者制度導入施設は、使用料の設定および減免の取り扱いが異なる場合があります。

※各施設の改定額などの詳細は、市公式ウェブサイトをご覧ください。

お問い合わせ 総務部 財政課（米原庁舎） ☎52-1553 ☎52-4447